

受取人確認チャート

「認知症介護一時金」「認知症診断一時金」の受取人が被保険者様となっている場合に、請求意思能力の有無によって、次のチャートの通り受取人が変更となりますので、ご確認願います。

なお、被保険者様の請求意思能力の有無については、ご提出いただく診断書で確認させていただきますので、ご了承ください。

